

療養費

療養費（払い戻しが受けられる医療費）の支給

次の場合は、いったん医療費の全額をお医者さんなどに支払い、あとでお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口申請をしてください。

保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合には、自己負担分（現役並み所得者の方は3割、それ以外の方は1割）を除いた額が戻ってきます。

なお、審査のため、療養費が戻るまでには申請から2、3か月程度かかります。

※ 申請書は、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にあります。

※ お医者さんなどに医療費を支払った日の翌日から2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

※ 保険で認められた費用のうち、自己負担分は高額療養費の対象になる場合があります。（14ページ「高額療養費」参照）

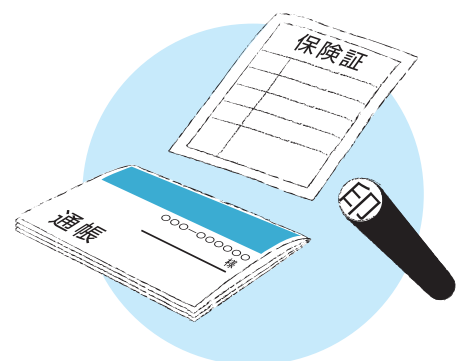
申請ができる場合	申請に必要なもの
急病など、緊急その他やむを得ない事情で保険証を持参できなかったとき	医師に支払った費用の領収明細書
コルセットなど治療用装具を作ったとき	医師の意見書、代金の領収書及び明細書
柔道整復師の施術を受けたとき（※1）	施術料金領収明細書
医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき	施術料金領収明細書、医師の同意書
輸血に生血を使ったとき	医師の輸血証明書、代金の領収書
海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき（※2）	代金の領収書、診療の内容が分かる明細書、日本語の翻訳文

※1 骨折・脱臼により柔道整復師の施術を受けるときには医師の同意が必要です。また、保険証を提示すれば、自己負担分を支払うだけですむ場合があります。

※2 治療目的での渡航は対象になりません。

●上記以外で申請に必要なもの（共通）

- 保険証
- 印かん（朱肉を使用するもの）
- 銀行の預金通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるものなど



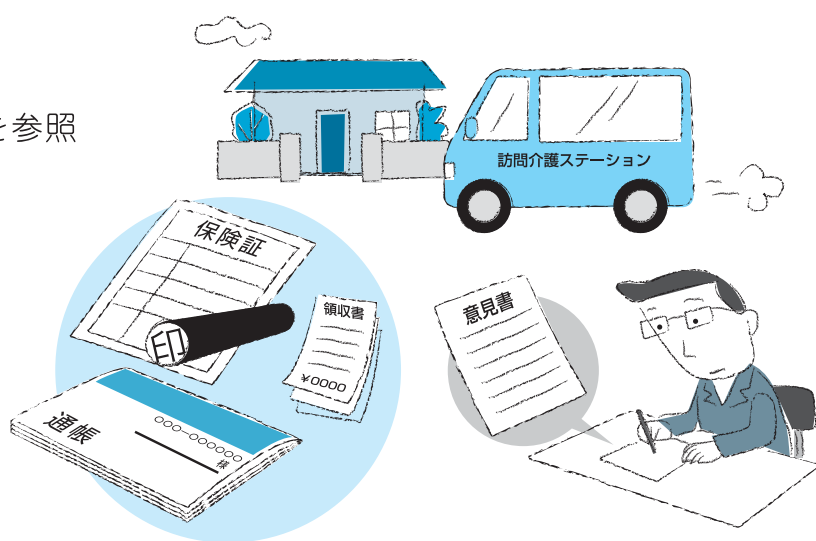
■ 訪問看護療養費・移送費

訪問看護療養費の支給

難病患者や重度の障がいのある方が、主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合は、被保険者は自己負担分（現役並み所得者の方は3割、それ以外の方は1割（※1））のみを訪問看護ステーションに支払います。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となります。また、訪問看護ステーションを利用する場合は、保険証の提示が必要となります。

※ 自己負担分は高額療養費の対象になる場合があります。
（14ページの「高額療養費」を参照してください）



給
付

移送費の支給

医師の指示により緊急的な必要性があって転院した場合等は、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用のその全額又は一部が支給されます。

※ただし、通院や緊急的でない場合などは、支給されません。

※寝台車などの費用を支払ってから2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

●申請に必要なもの

- 保険証
 - 移送を必要とする医師の意見書
 - 印かん（朱肉を使用するもの）
 - 移送にかかった費用の領収書（移送区間・距離等のわかるもの）
 - 銀行の預金通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるものなど
- 〔ゆうちょ銀行は平成21年5月を目途に振込可能となるように調整中です。〕

■ 高額療養費

高額療養費の支給

1か月（同じ月内）の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として戻ってきます。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用します。また、入院時の窓口での支払いは、世帯単位の自己負担限度額までとなります。

〈自己負担限度額（月額）〉

所得区分（※）	自己負担割合	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 注〔44,400円〕
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	1割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	1割	8,000円	15,000円

平成21年1月改正

☆75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険や健康保険組合など）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額します。

対象となる方

月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる方。（1日生まれの方を除く）

〈75歳の誕生月の高額療養費の自己負担限度額（月額）〉

所得区分（※）	自己負担割合	外来（個人単位）	個人合算	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	3割	22,200円	40,050円＋（総医療費－133,500円）×1% 注〔22,200円〕	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 注〔44,400円〕
一般	1割	6,000円	22,200円	44,400円
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	1割	4,000円	12,300円	24,600円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	1割	4,000円	7,500円	15,000円

注：〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

※ 所得区分における「現役並み所得者」「一般」「低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）」「低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）」については、10ページ「お医者さんにかかるときの自己負担」を参照してください。

高額療養費の申請方法

通常の場合、高額療養費支給の対象となった診療月の3～4か月後頃に申請の案内と申請書を送付します。

申請書に必要事項を記入、押印のうえ、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口に提出してください。

一度申請いただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込みます。

※ 対象月から5か月以上たっても申請の案内が届かない場合は、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

※ 高額療養費は、医療機関から送付される「診療報酬明細書」にもとづいて支給を行うため、「診療報酬明細書」の送付が遅れている場合は、お知らせする申請の案内が届くのが遅くなる場合があります。

※ 申請の案内が届いてから2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

●申請に必要なもの

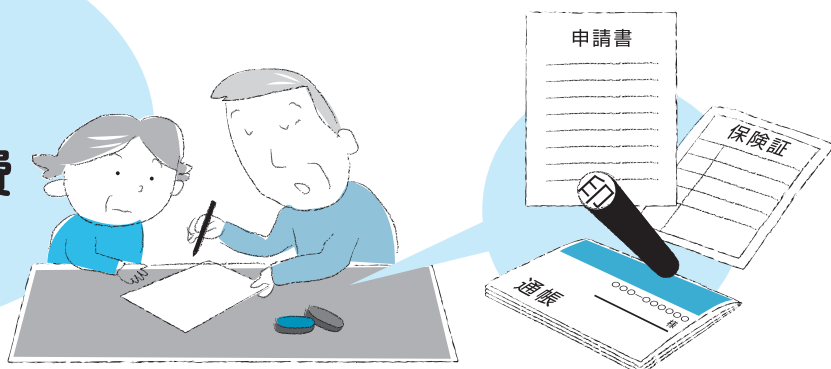
- 保険証
- 送付した申請書
- 印かん（朱肉を使用するもの）
- 銀行の預金通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるものなど

低所得者Ⅰ・Ⅱ（区分Ⅰ・Ⅱ）に該当している方の入院について、あらかじめ医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の医療機関での支払いは低所得者Ⅰ・Ⅱ（区分Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までになります。

認定証は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口に申請をしてください。

自己負担
限度額

高額
療養費



高額療養費の計算方法

- ① 月の初日から月末までの1か月の受診について計算します。
- ② 同じ世帯内に被保険者が複数いる場合で、入院の診療がある時は合算できます。
また病院・診療所等、診療科の区別なく合算します。
- ③ 入院時の食事に係る食事療養標準負担額や差額ベッド代など、保険診療の対象とならないものは高額療養費の計算には入りません。
- ④ 療養費（払い戻しが受けられる医療費）の自己負担分は高額療養費の対象となる場合があります。

一般世帯の例

外来の医療費20万円で一部負担金2万円、入院の医療費40万円で一部負担金4万円の場合

医療費20万円			
外来	<table><tr><td>9割（後期高齢者医療負担）18万円</td><td>1割（一部負担金）2万円</td></tr></table>	9割（後期高齢者医療負担）18万円	1割（一部負担金）2万円
9割（後期高齢者医療負担）18万円	1割（一部負担金）2万円		
外来分＝20,000円＜外来一部負担金＞－12,000円＜外来の自己負担限度額＞＝8,000円①			
医療費40万円			
入院	<table><tr><td>9割（後期高齢者医療負担）36万円</td><td>1割（一部負担金）4万円</td></tr></table>	9割（後期高齢者医療負担）36万円	1割（一部負担金）4万円
9割（後期高齢者医療負担）36万円	1割（一部負担金）4万円		
外来＋入院分＝（12,000円＜外来負担＞＋40,000円＜入院時一部負担金＞） －44,400円＜世帯の自己負担限度額＞＝7,600円②			

高額療養費支給額＝①＋②＝8,000円＋7,600円＝15,600円

特定疾病の場合

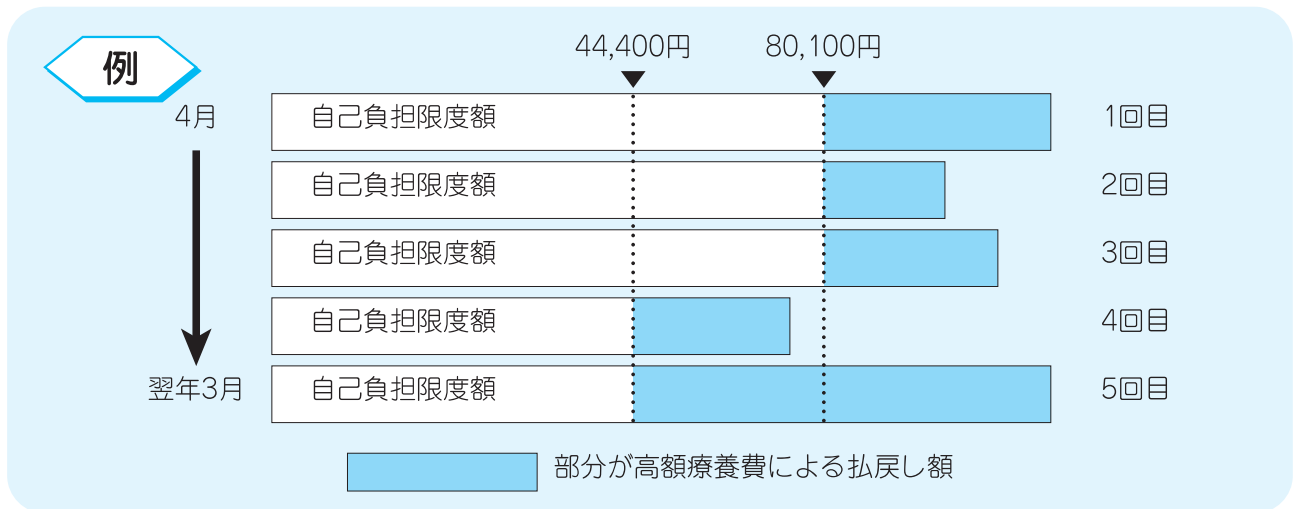
厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の方の場合は「特定疾病療養受療証」を提示すれば、1つの病院での1か月の自己負担が1万円までとなります。

該当する方は、その事実を証明する書類（医師の意見書など）、保険証、印かん（※）をお持ちになって、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口に申請をしてください。

※ 署名の場合には、押印を省略します。

自己負担限度額（月額）の区分が「現役並み所得者」で、高額療養費の支給を年3回以上受けた場合

過去12か月以内に、同じ世帯で3回以上高額療養費に該当したときは、4回目からは限度額（44,400円）を超えた分が支給されます。



■ 高額介護合算療養費

高額介護合算療養費の支給

同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生している場合に、年間の医療と介護の負担を合算して自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が戻ってきます。

<自己負担限度額（年額）>

所得区分（※1）	自己負担限度額 （毎年8月～翌年7月）
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	31万円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	19万円

措置（※2）
初年度の経過

自己負担限度額 （平成20年4月～平成21年7月）
89万円
75万円
41万円
25万円

※1 所得区分における「現役並み所得者」「一般」「低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）」「低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）」については、10ページ「お医者さんにかかるときの自己負担」を参照してください。

※2 平成20年度については、計算期間を平成20年4月1日から平成21年7月31日までとします。（12か月間⇒16か月間）

■ 入院時食事療養費・生活療養費

入院時食事療養費

入院中の食事にかかる費用については、食材料費相当を被保険者が「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」として負担します。

※ 食事療養標準負担額は、高額療養費の算定には入りません。

所得区分（※）		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	260円
一般		1割	
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に91日以上入院	1割	160円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		1割	100円

※ 所得区分における「現役並み所得者」「一般」「低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）」「低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）」については、10ページ「お医者さんにかかるときの自己負担」を参照してください。

入院時生活療養費

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合は、食費と居住費（生活療養標準負担額）を負担します。

所得区分（※1）	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円 [420円（※2）]	320円
一般	1割		
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	1割	210円	
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	1割	130円	
老齢福祉年金受給者	1割	100円	0円

※ 入院医療の必要性の高い状態が続く方や回復期リハビリテーション病棟に入院している方については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はありません。

※1 所得区分における「現役並み所得者」「一般」「低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）」「低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）」については、10ページ「お医者さんにかかるときの自己負担」を参照してください。

※2 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。

低所得者Ⅰ・Ⅱ（区分Ⅰ・Ⅱ）に該当している方は、あらかじめ医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口に申請をしてください。

■ 葬祭費

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。

●申請に必要なもの

- 保険証 ●印かん（朱肉を使用するもの）
- 葬儀店の領収書、会葬礼状など喪主及び葬祭日の確認ができるもの
- 銀行の預金通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるもの

※ 葬祭を行ってから2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。



■ 医療費の支払いが困難なとき

一部負担金の減免及び徴収猶予

災害により、財産について著しい損害を受けたことなどで、病院の窓口で一部負担金を支払うことができないときは、その状況に応じて一部負担金を減免又は徴収猶予する制度があります。

お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

後期高齢者医療担当窓口



■ 後期高齢者医療保険で診療を受けられない場合

後期高齢者医療保険で診療を受けられない場合

保険証を持っても、保険診療を受けられない場合や、制限される場合があります。

<保険診療とならないもの>

保険外診療	差額ベッド代	健康診断
予防注射	美容整形	歯列矯正

<制限されるもの>

ケンカや泥酔などひどい不行跡による場合には、給付の一部又は全部が制限されることがあります。

<その他>

業務上のケガや病気は、労災保険が適用されるか、労働基準法に従って雇主の負担となります。

※ 労災保険等の適用となるケースで、後期高齢者医療の保険証を使って診療してしまった場合、すみやかにお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へ届け出てください。また、労災保険の手続きについては、所管の労働基準監督署にお問い合わせください。

■ 交通事故などにあったとき

交通事故・傷害事件等にあったときは

交通事故など、第三者(加害者)から傷害を受けた場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療保険でいったん治療費を立て替え、あとで広域連合が加害者に費用を請求することになります。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、保険が使えなくなることがありますので、示談の前には必ずお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へ相談してください。

●必ず届出を!

後期高齢者医療の保険証を使って治療を受けるときは、「第三者の行為による傷病届」を必ず提出してください。

警察の交通事故証明書なども必要になりますので、早めに相談してください。

※ 自分の過失や業務上でケガをした場合は、「自過失及び業務上の傷病等に関する届書」を提出してください。

■ 届け出

次の場合には届け出をしましょう

届け出はお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口へ（22～23ページを参照してください）

区分	届け出が必要な場合		届け出に必要なもの（※）
後期高齢者医療に加入するとき	県外から転入してきたとき		後期高齢者医療負担区分等証明書、本人確認書類、（印かん）
	生活保護を受けなくなったとき		保護廃止・停止通知書、本人確認書類、（印かん）
	65歳～74歳の方で一定の障がいがあるとき		年金証書・身体障がい者手帳・医師の診断書、本人確認書類、（印かん）
後期高齢者医療を脱退するとき	県外へ転出するとき		保険証、（印かん）
	生活保護を受けたとき		保護決定通知書、保険証、（印かん）
	死亡したとき		死亡した方の保険証、（印かん）
	障がい認定を受けている方で、障がい状態不該当になったとき又は障がい認定の申請を撤回するとき		保険証、（印かん）
その他	県内で住所が変わったとき	同じ市（区）町村の場合	保険証、本人確認書類、（印かん）
		他の市（区）町村の場合	本人確認書類、（印かん）〔前の保険証は転出手続の際にお返しください。〕
	氏名が変わったとき		保険証、本人確認書類、（印かん）
	保険証を紛失したとき		本人確認書類、（印かん）
	保険証を汚したとき		保険証、本人確認書類、（印かん）

※ 本人確認書類については、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

※ 署名の場合には、押印を省略します。

《市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口一覧》

※ このガイドブックは平成21年3月に作成しているため、担当・電話番号が変更となっている可能性があります。

担当課（問い合わせ先）		所在地		電話番号
横浜市役所	医療援助課	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2409
鶴見区役所	保険年金課	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1810
神奈川区役所	保険年金課	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7126
西区役所	保険年金課	220-0051	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8427
中区役所	保険年金課	231-0021	横浜市中区日本大通35	045-224-8317
南区役所	保険年金課	232-0018	横浜市南区花之木町3-48-1	045-743-8238
港南区役所	保険年金課	233-0004	横浜市港南区港南中央通10-1	045-847-8423
保土ヶ谷区役所	保険年金課	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6338
旭区役所	保険年金課	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6138
磯子区役所	保険年金課	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2428
金沢区役所	保険年金課	236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7837
港北区役所	保険年金課	222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2350
緑区役所	保険年金課	226-0013	横浜市緑区寺山町118	045-930-2344
青葉区役所	保険年金課	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2337
都筑区役所	保険年金課	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2336
戸塚区役所	保険年金課	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町157-3	045-866-8449
栄区役所	保険年金課	247-0005	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8426
泉区役所	保険年金課	245-0016	横浜市泉区和泉町4636-2	045-800-2425
瀬谷区役所	保険年金課	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5727
川崎市役所	長寿医療課	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2655
川崎区役所	保険年金課	210-8570	川崎市川崎区東田町8	044-201-3151 (資格給付) 044-201-3153 (保険料)
大師地区 健康福祉ステーション	保険年金係	210-0812	川崎市川崎区東門前2-1-1	044-271-0159
田島地区 健康福祉ステーション	保険年金係	210-0852	川崎市川崎区鋼管通2-3-7	044-322-1987
幸区役所	保険年金課	212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1	044-556-6620
中原区役所	保険年金課	211-8570	川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3201
高津区役所	保険年金課	213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1	044-861-3173 (保険料) 044-861-3174 (資格給付)
宮前区役所	保険年金課	216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5	044-856-3156
多摩区役所	保険年金課	214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1	044-935-3164
麻生区役所	保険年金課	215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1	044-965-5189

担当課(問い合わせ先)		所在地		電話番号
横須賀市役所	健康保険課	238-8550	横須賀市小川町11	046-822-8272
平塚市役所	保険年金課	254-8686	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111 ※
鎌倉市役所	保険年金課	248-8686	鎌倉市御成町18-10	0467-61-3961
藤沢市役所	保険年金課	251-8601	藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111 ※
小田原市役所	保険課	250-8555	小田原市荻窪300	0465-33-1843
茅ヶ崎市役所	保険年金課	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111 ※
逗子市役所	国保健康課	249-8686	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111 ※
相模原市役所	地域医療課	229-8611	相模原市中央2-11-15	042-769-8231
三浦市役所	保険年金課	238-0298	三浦市城山町1-1	046-882-1111 ※
秦野市役所	国保年金課	257-8501	秦野市桜町1-3-2	0463-82-9613
厚木市役所	医療政策課	243-8511	厚木市中町3-17-17	046-225-2223
大和市役所	保険年金課	242-8601	大和市下鶴間1-1-1	046-260-5122
伊勢原市役所	保険年金課	259-1188	伊勢原市田中348	0463-94-4711 ※
海老名市役所	保険年金課	243-0492	海老名市勝瀬175-1	046-235-4595
座間市役所	保健医療課	228-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-7213
南足柄市役所	保険年金課	250-0192	南足柄市関本440	0465-73-8021
綾瀬市役所	保険年金課	252-1192	綾瀬市早川550	0467-77-1111 ※
葉山町役場	健康増進課	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135	046-876-1111 ※
寒川町役場	保険年金課	253-0196	高座郡寒川町宮山165	0467-74-1111 ※
大磯町役場	保険福祉課	255-8555	中郡大磯町東小磯183	0463-61-4100 ※
二宮町役場	保険予防課	259-0196	中郡二宮町二宮961	0463-71-3311 ※
中井町役場	町民課	259-0197	足柄上郡中井町比奈窪56	0465-81-1114
大井町役場	町民課	258-8501	足柄上郡大井町金子1995	0465-85-5007
松田町役場	町民健康課	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-83-1225
山北町役場	福祉課	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4	0465-75-3644
開成町役場	総合窓口課	258-8502	足柄上郡開成町延沢773	0465-84-0315
箱根町役場	保険年金課	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256	0460-85-9564
真鶴町役場	町民課	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244-1	0465-68-1131 ※
湯河原町役場	住民課	259-0392	足柄下郡湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111 ※
愛川町役場	国保医療課	243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1	046-285-6931
清川村役場	税務住民課	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	046-288-3849
神奈川県後期高齢者医療広域連合		221-0052	横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階	045-440-6700
		神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター		0570-001120

※ 印のある電話番号は代表番号です。

平成21年4月

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階

☎045-440-6700 Fax 045-441-1500

HP <http://www.union.kanagawa.lg.jp/>

後発医薬品（ジェネリック医薬品）って ご存知ですか？

● ジェネリック医薬品って何？

先発医薬品（新薬）として最初に発売された薬は特許に守られ、開発したメーカーが独占的にその薬を製造販売することができます。

その特許期間が切れると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果の薬を製造できるようになります。これが後発医薬品（ジェネリック医薬品）と呼ばれる薬です。



● 安価で経済的です

ジェネリック医薬品は開発や研究にかかる時間も金額も少ないため、安い値段で提供できます。

みなさんの負担も減って、医療費の削減が期待できます。



● 海外では幅広く使用されています

欧米では使用されている医薬品の40～50%をジェネリック医薬品が占めています。

ジェネリック医薬品を希望される方は

医師の処方が必要ですので、まずはかかりつけのお医者さんか調剤薬局にご相談ください。



平成21年4月